

国道147号・148号沿道景観育成重点地域景観計画（案）

本計画では、国道147号・148号沿道景観育成重点地域の区域について、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により景観計画として定めるべき事項を定めます。

第1 計画の対象となる景観育成重点地域の名称

国道147号・148号沿道景観育成重点地域

第2 景観育成重点地域の区域（法第8条第2項第1号関係）

次に掲げる道路及びその両側各30メートル以内の区域

- (1) 一般国道147号のうち、安曇野市と北安曇郡松川村との境界から一般県道槍ヶ岳線との交点まで
- (2) 一般国道148号のうち、一般県道槍ヶ岳線との交点から大町市と北安曇郡白馬村との境界まで
- (3) 一般県道扇沢信濃大町停車場線のうち、大町市市道野口源汲線との交点から大町市大字大町1954番の1地先まで

第3 良好な景観の育成に関する方針（法第8条第2項第2号関係）

1 景観の特性

(1) 地域の概況

この地域は、北アルプスの山並みに平行する国道147号・148号沿道の帯状の区域で、北アルプスの雄大な眺望を有し、また、区域の周囲には安曇野の田園、仁科三湖などの優れた景観資源が存在しています。

国道147号・148号は、地域の生活道路であるとともに、周辺に立地するスキー場や山岳などの観光地に向かう際の幹線道路として重要な役割を持っており、交通量も多い道路です。

高速交通網、オリンピック関連施設、国営アルプスあづみの公園の整備を契機とする各種の開発の進展に伴い、沿道景観の多様で広域的な変容が予想されます。

(2) 景観の主な構成要素と景観育成上の課題

この地域は土地利用の状況などにより、2つの類型に区分できます。

類型ごとの景観の主な構成要素と景観育成上の課題は、次のとおりです。

ア 市街地の区間（都市地域）

国道147号・148号の沿道では、一部に市街地が形成されています。この区間においては、景観の混乱を改善し、統一感のある個性的なまち並みが育成されるように配慮していくこ

とが必要です。

イ 市街地以外の区間（沿道地域）

松本平から続く平野部は、大半が広大な田園で占められており、屋敷林で囲まれた農家が点在する特徴的な景観を育成しています。この区間においては、眺望を確保しつつ周辺の田園景観に調和した沿道空間が育成されるように配慮していくことが必要です。

2 景観の育成の方針

(1) 都市地域

まち並みとして連続性に配慮しつつ快適な公共空間が構成されるよう、建築物や屋外広告物などの形態・意匠は、周辺建築物等との調和に努め、敷地周辺の緑化を図るものとします。

(2) 沿道地域

北アルプスへの眺望を確保しつつ、うるおいのある沿道景観が育成されるよう、建築物の配置に留意するとともに、敷地周辺の緑化を図るものとします。

3 規制又は措置の基準

次に掲げる地域区分に応じ、別表のとおりとします。

地域区分

(1) 都市

都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定による用途地域の区域

(2) 沿道

一般国道147号、一般国道148号及び一般県道扇沢信濃大町停車場線並びにこれらの両側各30メートル以内の地域。

ただし、(1)に掲げる地域を除く。